

## 調査票記入の手引き

## 1. 調査票の構成

## (1) 地震編 (運用指針: 「第1編 地震による被害」)

	地震 木造・プレハブ				地震 非木造	
	第1次			第2次	第1次	第2次
	A	B	C			
種別	1種	1種	1種	3種 1 基本データ、損害割合算出表 2 平面図 3 部位別損害割合	1種	2種 1 基本データ、部位別損害割合、判定結果等 2 平面図
配置図	○	○	○	—	○	—
平面図等	—	—	—	○	—	○

※地震の木造・プレハブ(第1次)調査票については、地方公共団体の判断で調査票A、B又はCから選択できることとする。

## (2) 水害編 (運用指針: 「第2編 水害による被害」)

## 1) 通常の水害時

	水害 木造・プレハブ				水害 非木造
	第1次		第2次		
	A	B	A	B	
種別	1種	1種	3種 1 基本データ、損害割合算出表 2 平面図 3 部位別損害割合	3種 1 基本データ、損害割合算出表 2 平面図 3 部位別損害割合	2種 1 基本データ、部位別損害割合、判定結果等 2 平面図
配置図	○	○	△	△	△
平面図等	—	—	○	○	○

※第1次調査については、【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての住家被害に限り適用する。

※津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷がある場合には調査票Aを、ない場合には調査票Bを利用する。

※「外力が作用することによる一定以上の損傷」とは、外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。）に該当する損傷をいう。

※平面図を作成する場合は、配置図を記載しないことも考えられる。

## 2) 区域内の住家が明らかに1階天井まで浸水している場合（サンプル調査※）

	水害 木造・プレハブ		水害 非木造
	A	B	
種類	2種 1 基本データ、区域図 2 サンプル調査表	2種 1 基本データ、区域図 2 サンプル調査表	/
配置図	○	○	
平面図等	○（区域図）	○（区域図）	

※サンプル調査については、区域内にある【木造・プレハブ】戸建ての1～2階建ての住家のすべてにおいて、床上1.8m以上浸水したことが一見して明らかの場合にのみ利用する。

なお、区域内に上記以外の住家があってもサンプル調査は可能であり、これらの住家については、別途第2次調査により判定する。

※津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷がある場合には調査票Aを、ない場合には調査票Bを利用する。

### (3) 風害編（運用指針：「第3編 風害による被害」）

	風害 木造・プレハブ		風害 非木造	
	3種		2種	
種類	1 基本データ、損害割合算出表等 2 平面図 3 部位別損害割合		1 基本データ、部位別損害割合、判定結果等 2 平面図	
配置図	△		△	
平面図等	○		○	

※台風等雨及び風の被害がある場合は、水害編を利用する。

※平面図を作成する場合は、配置図を記載しないことも考えられる。

### (4) 地盤被害による被害編 （運用指針：「第4編 液状化等の地盤被害による被害」）

液状化等の地盤被害により 損傷した被害	地盤被害 木造・プレハブ		地盤被害 非木造	
	第1次	第2次	第1次	第2次
種類	1種	2・4種 1 基本データ、損害 割合算出表 2 床の傾斜調査票	1種	2・4種 1 基本データ、損害 割合算出表 2 床の傾斜調査票

※第2次調査の平面図、部位別損害割合については、地震編又は水害編の調査票を利用する。

## 2. 調査票様式の修正

次の3つの条件が満たされれば、地方公共団体の判断により、必要に応じて調査票の様式を修正することができます。

- 運用指針に則った調査・判定を行うことができるものである。
- 都道府県が管内市区町村と予め調整し、了解が得られたものである。
- 調査票に記録する項目として以下の各項目が盛り込まれている。

### 【調査票において記録する項目】

- ①所在地
- ②住家の被害の程度
- ③判定した住家の範囲（建物のうち居住の用に供されていると推定される部分）
- ④外観による判定結果
- ⑤住家の傾斜
- ⑥床上浸水の有無（水害の場合のみ）
- ⑦屋根等の損傷の有無（風害の場合のみ）
- ⑧各部位の損傷（i～ivの全て。ただし、地震の第1次調査においてはii～iv、水害の第1次調査においては浸水深、地盤の液状化等の第1次調査においては潜り込み状況とする。）
  - i. 各部位の損傷状況（図面、写真等で記録）
  - ii. 各部位の損傷程度ごとの損傷面積率等
  - iii. 各部位の損傷率
  - iv. 各部位の損害割合
- ⑨住家の損害割合

### 【参考】⑧各部位の損傷について

		i	ii	iii	iv
		各部位の損傷状況（図面、写真等で記載）	各部位の損傷程度毎の損傷面積率等	各部位の損傷率	各部位の損害割合
地震	第1次調査	—	○	○	○
	第2次調査	○	○	○	○
水害	第1次調査	浸水深			
	第2次調査	○	○	○	○
風害	調査	○	○	○	○
地盤の液状化等	第1次調査	潜り込み状況			
	第2次調査	○	○	○	○

※部位の損害割合の算出

$$\begin{aligned} \text{部位の損害割合} &= \text{部位の損傷率} \times \text{当該部位の構成比} \\ &= \text{部位の損傷面積率等} \times \text{部位の損傷程度} \times \text{当該部位の構成比} \end{aligned}$$

部位の損傷面積率等 = (当該部位の損傷部分の面積等) ÷ (当該部位の全面積等)

損傷程度 = 運用指針において各部位ごとに定める5段階の損傷の例示に対応した割合(10%、25%、50%、75%、100%)

内閣府で示した調査票に示されている項目以外に、過去に災害を経験した地方公共団体において、調査票に盛り込まれた項目を参考に列挙します。

- 災害名称
- 「浸水深」等他の統計で必要とされる項目
- 「固定資産税減免に必要な損害の程度」等他の地方公共団体業務で必要とされる項目
- 調査結果の電子データ化のための番号自動読み取りコード(QRコード、バーコード等)